

八潮市立学校の教育職員に関する 業務量管理・健康確保措置実施計画

**令和8年4月
八潮市教育委員会**

目 次

1. 計画の趣旨・現状	3
2. 目標	5
3. 計画の期間	5
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	6
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて	8

1. 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

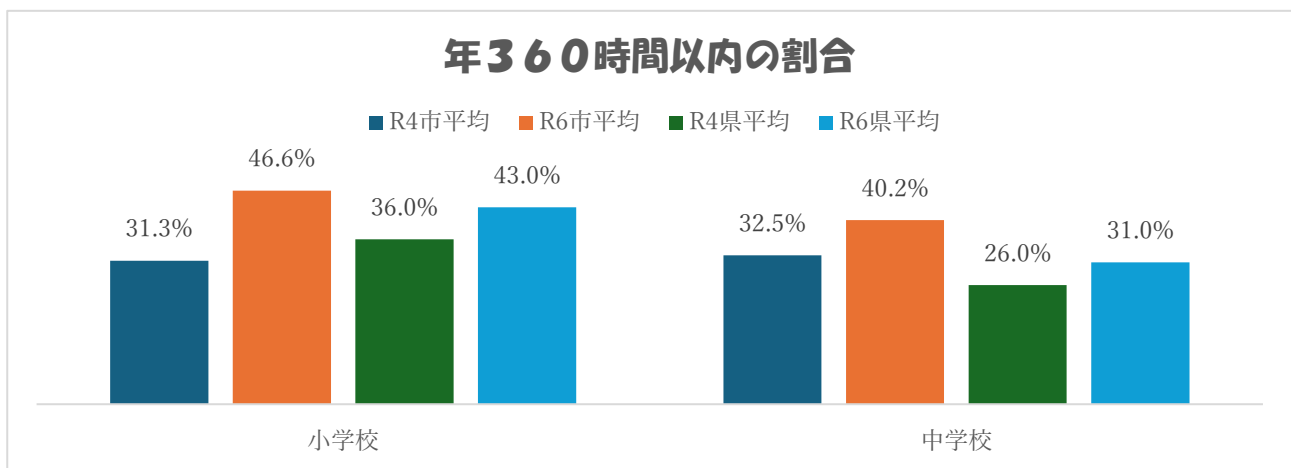
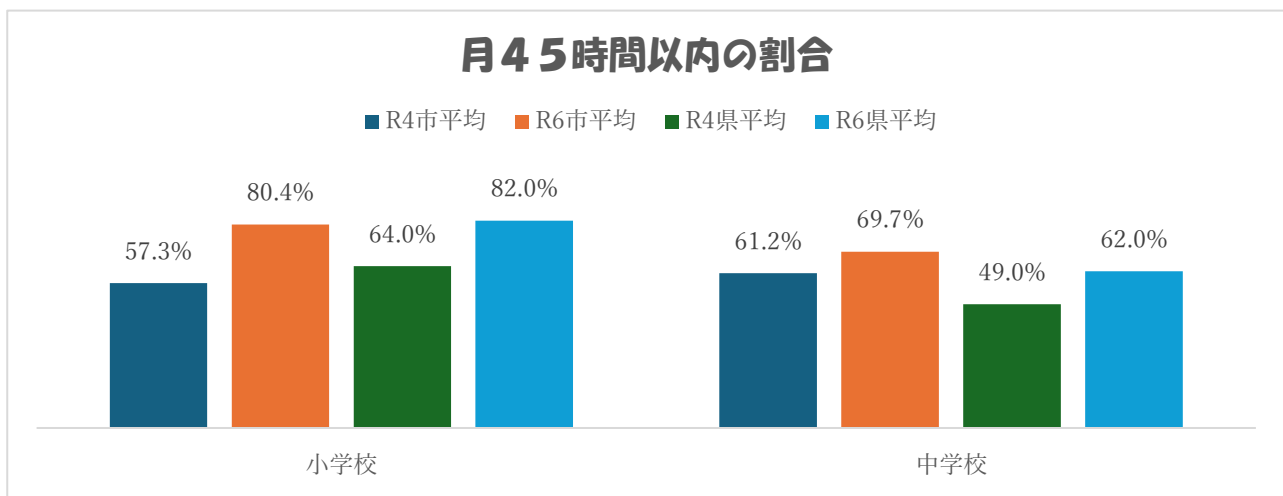
本市は、過去、問題行動や学力など課題が多く、不登校率も高いといった厳しい状況にあった。しかし、小中一貫教育の導入を機に、市内教職員がひとつとなって子供たちと向き合い続けた結果、問題行動や不登校が減少し学力が向上するなど、着実に成果を重ねてきた。

近年、人事異動においても他市町から八潮市への異動を希望する教職員が年々増えており、「八潮市で働きたい」教職員の前向きな言葉が広まり、「八潮市の先生になりたい」と思える教職員の増加につながっていると考えられる。

このような背景をふまえ、DXや教員以外の職員を活用した「効果的・効率的な業務」、子育てや介護などの教職員の実態に応じた「多様なワークライフバランス」を本市の目指す教職員の働き方と設定するとともに、「未来の自分への投資時間」を確保できるよう改革を推進し、目的にも掲げた「教職員が生き生きと働き続けられる職場づくり」を目指していくとともに、働き方改革の推進によって、子供たちへのよりよい教育を実現に向け、八潮市の子供たちの健やかな成長を願い続けていくものである。

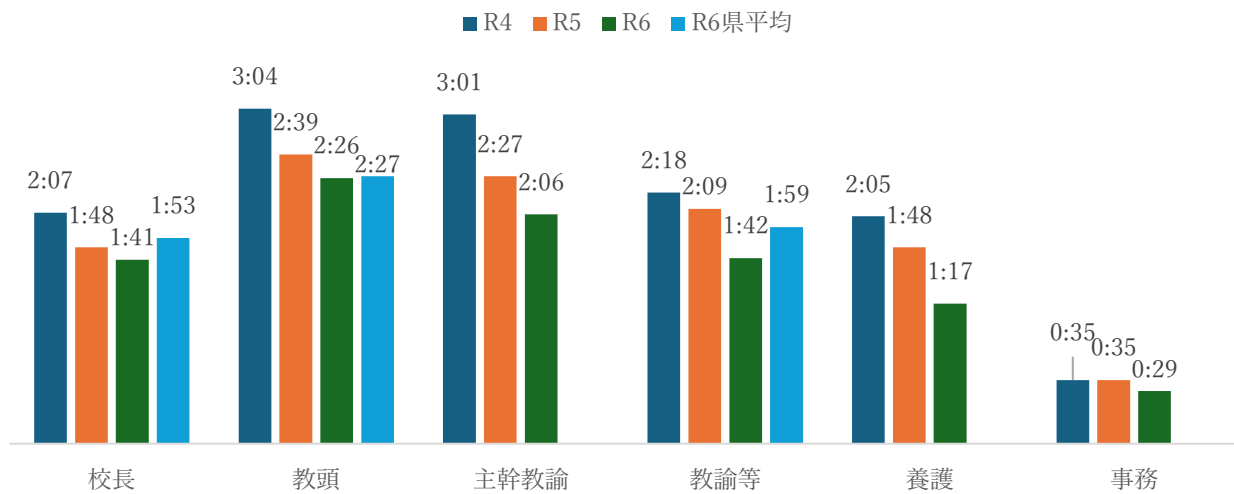
(2) 八潮市の現状

①市内平均と県平均との比較（月45時間以内の割合については11月の比較）

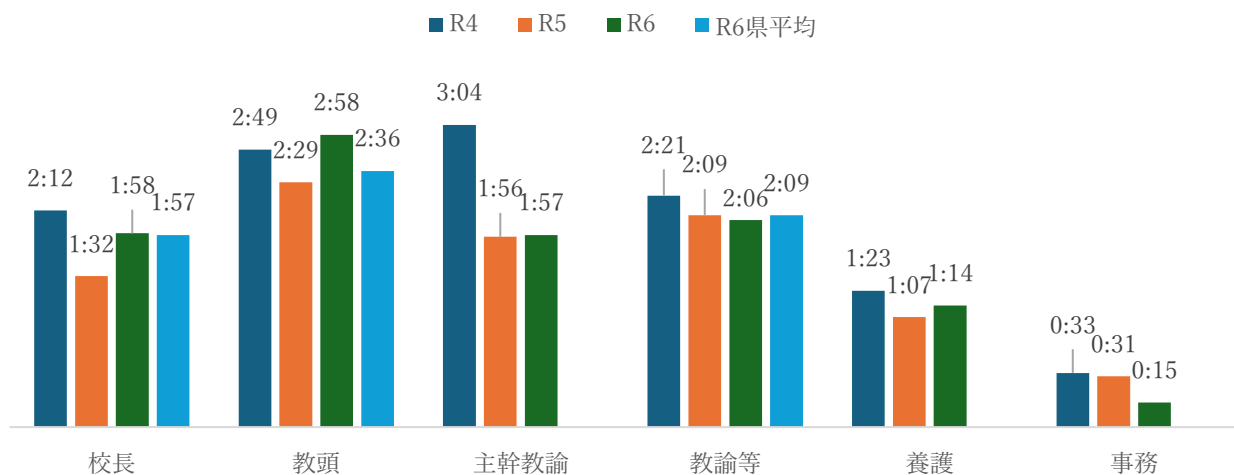


②令和４年～令和６年の６月について比較（県平均は校長、教頭、教諭等のみ）

一日あたりの平均時間外在校等時間の推移【小学校】



一日あたりの平均時間外在校等時間の推移【中学校】



上記①と②は、本市の「学校における働き方改革基本方針 ver. 3（令和７年１２月）」に掲載したものである。

グラフからも令和４年度と令和６年度を比較すると時間外在校等時間（勤務時間以外で仕事をした時間）が年々減少しており、これまで本市が行ってきた働き方改革が着実に実を結んでいることが分かる。その一方、各職種によって時間外在校等時間に差があり、特に教頭職においては令和６年度の平均値が令和４年度を上回るなど課題として残った。また、本市として掲げた目標である月４５時間以内１００％、年３６０時間以内１００％は未だ達成しておらず、市教育委員会と学校とがともに協力し合い、歩みを進めていく必要がある。

こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第８条に基づき本計画を策定するものである。

2. 目標

目標をこれまでの時間外在校等時間の削減とともに、新たにワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標を設定した。

学校における働き方改革基本方針 ver. 3 においても各職種別ウェルビーイングの向上も掲げており、学校職員としての充実感の向上を目指していく。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・ 1 箇月時間外在校等時間が 4 5 時間以内の割合を 100%にする。
- ・ 1 年間における 1 箇月時間外在校等時間の平均時間を 3 0 時間程度、年間 3 6 0 時間以内の割合を 100%にする。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

【カッコ内は令和 7 年度の数値】

- ・ 年間の年次有給休暇の平均取得日数を 10 日以上にする。【13.7 日】
- ・ ストレスチェックにおける「高ストレス者の割合」を 7%まで減少させる。【8.1%】
- ・ ストレスチェックにおける「健康リスクの値」を令和 7 年度業種平均（88）以下とする。【77】
- ・ ストレスチェックにおける「働きがいに対するストレス要因（ストレスが大きい+やや大きい）」の平均を 10 以下とする。【7.05】
- ・ 教育職員が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指す。

3. 計画の期間

本計画は、本市の「学校における働き方改革基本方針」と連動して進めていくものである。そのため、令和 7 年 1 2 月に策定した学校における働き方改革基本方針 ver. 3 の見直し時期と合わせて全体の計画を見直していくものである。

以上のことから「2. 目標」に掲げた（1）（2）について、次の期間で取り組んでいく。

(1) 時間外在校等時間に関する目標について

令和 8 年度～令和 1 1 年度

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標について

毎年度

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本市では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1)「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

【教師以外が担うべき業務】

①登下校時の通学路における日常的な見守り活動等

地域や関係機関と連携し、学校の実状に応じた取組を進めるよう各校管理職へ働き掛けるとともに、保護者・地域住民等による通学路の見守り活動を推進する。

②保護者等からの過剰な苦情や不当要求等の学校では対応が困難な事案への対応

学校が弁護士等の専門家を活用できるよう、環境整備について検討する。

【教師以外が積極的に参画すべき業務】

③調査・統計等への回答

校務支援システムの機能等を活用することによって、市から学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減する。

④学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理

I C T支援員やスクールサポートスタッフ等を活用することによって、作成担当者の負担を軽減する。

【教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務】

⑤授業準備、学習評価や成績処理

スクールサポートスタッフや障がい者会計年度任用職員など、教員の業務を支援する支援員を全校へ配置する。

⑥学校行事の準備・運営

教育的価値に重点を置き、過度な準備や児童生徒への指導、長期にわたる運営計画などを改め、児童生徒の成長のための学校行事を推進する。

(2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

①各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数

年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間で1086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。

②デジタル技術の活用

校務支援システムや保護者との連絡アプリ、タブレット端末のよりよい活用について、各校の状況を捉えながら推進する。

③勤務時間外の電話対応に係る教職員の負担軽減

留守番電話の設定を毎日夕方18時から翌朝7時30分までとする。また、学校・保護者間の連絡手段については連絡アプリの活用を推進する。

④朝の諸活動

各学校で行われる業前活動（部活動の朝練習を含む）について、始業前には原則行わない。ただし、校長が必要と判断した場合には、弾力的に実施できることとする。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

①産業医による面接や勤務間インターバル

勤務が長時間となっている教職員に産業医等による面接指導の勧奨を推進する。また、11時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。

②ストレスチェックの実施と活用

ストレスチェックの実施率の目標を100%とし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場環境の改善を推進する。

③年次休暇の取得促進

年次休暇について、年10日以上を目標とし、まとまった日数連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。

④学校閉庁日の拡充

休暇取得を促進するために、「学校閉庁日」を8日以上設定する。その際は、緊急連絡先を市教育委員会に設定し、保護者へ周知する。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

市内全小中学校の着実な取組を支援するため、次のことについてフォローアップを行う。

①実施計画及び実施状況の公表

毎年度、その年度の実施状況及び次年度の実施計画を作成し公表する。また、定例の教育委員会及び【総合教育会議】において報告することとする

②教職員の健康状態等の把握

時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本市で導入している出退勤管理システムで把握し、その他の目標については、本市で導入しているストレスチェックの結果から把握する。

③各校の課題や長時間勤務者への支援

教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。

④各校で推進する働き方改革への支援

各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する情報発信を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。

⑤学校における働き方改革基本方針の推進

学校における働き方改革基本方針を公表し、本市における働き方改革を保護者・市民に周知していく。また、基本方針にある16の取組について、関係機関と連携しながら取組を推進する。

⑥職種別ウェルビーイングの向上

学校における働き方改革基本方針において、職種別ウェルビーイングを掲載していることから、働き方改革を考えるうえで働きがい及び働きやすさについて考えることを推進し、児童生徒へのよりよい教育及び生き生きとした教職員を目指していく。